

千葉県文化芸術推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本県の文化芸術の振興に当たり、有識者等から広く意見を求めるため、千葉県文化芸術推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関ではない。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「千葉県文化芸術推進基本計画」に基づく施策の実施に関する事項
- (2) 「千葉県文化芸術の振興に関する条例」に基づく施策の実施に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、環境生活部スポーツ・文化局長が依頼する委員をもって構成する。

2 環境生活部スポーツ・文化局長は、参考意見又は参考情報を求めることを目的として、関係者を参考人として出席を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内で環境生活部スポーツ・文化局長が定めた期間とする。

2 各委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選任し、懇談会を総括する。

3 副座長は、座長が指名し、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、環境生活部スポーツ・文化局長が招集する。

2 懇談会及び会議録は公開とする。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条各号に該当する事項について会議等を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると座長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

3 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、環境生活部スポーツ・文化局文化振興課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、別に定める。

(失効)

第9条 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(附則)

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。